

## 令和7年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和6年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（下記参照）から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第14条第1項（第50条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和6年度の実績をご報告するものです。（あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者負担の支払等が発生するものではありません）

星の子こども園

### 【各月ごとの年齢別の公定価格の額】

	1号認定			2・3号認定							
	4歳以上児	3歳児	満3歳児	4歳以上児		3歳児		1・2歳児		0歳児	
				標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間	標準	短時間
4月	214,316	233,616	291,766	67,870	61,310	86,370	79,860	136,350	130,030	230,710	224,390
5月	209,436	228,736	286,886	67,850	61,290	86,350	79,840	136,330	130,010	230,690	224,370
6月	209,436	228,736	286,886	67,830	61,270	86,330	79,820	136,310	129,990	230,670	224,350
7月	208,186	227,486	285,636	67,850	61,290	86,350	79,840	136,330	130,010	230,690	224,370
8月	207,076	226,376	284,526	67,870	61,310	86,370	79,860	136,350	130,030	230,710	224,390
9月	207,076	226,376	284,526	67,870	61,310	86,370	79,860	136,350	130,030	230,710	224,390
10月	207,076	226,376	284,526	67,870	61,310	86,370	79,860	136,350	130,030	230,710	224,390
11月	207,076	226,376	284,526	67,830	61,270	86,330	79,820	136,310	129,990	230,670	224,350
12月	207,076	226,376	284,526	67,830	61,270	86,330	79,820	136,310	129,990	230,670	224,350
1月	207,076	226,376	226,376	67,770	61,210	86,270	79,760	136,250	129,930	230,610	224,290
2月	206,156	225,456	283,606	67,550	60,990	86,050	79,540	136,030	129,710	230,390	224,070
3月	219,396	238,696	296,846	74,820	68,260	93,320	86,810	143,300	136,980	237,660	231,340

（注）上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入所した子どもについては、在籍日数に応じた日割計算を行うことにより公定価格の額を算出する必要がある